

# はたちへの パスポート

## <平成18年度明るい選挙啓発標語入賞作品>

最優秀賞	ふるさとに	いのち吹き込む	この一票	越前市	北田	栄一	さん
優秀賞	一票で	今と未来に	リクエスト	福井市	山口	智鈴	さん
優秀賞	投票は	この子の未来を	託す鍵	坂井市	竜田	麻紀	さん

### 福井県選挙管理委員会

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0260 FAX 0776-20-0631

ホームページ URL <http://info.pref.fukui.jp/senkan/senkan.html>

携帯用ホームページ URL <http://info.pref.fukui.jp/senkan/i/index.html>

ブログ URL <http://ameblo.jp/fukui-senkan/>

E-mail [senkan@pref.fukui.lg.jp](mailto:senkan@pref.fukui.lg.jp)



※選挙日程、選挙の仕組みや明るい選挙推進運動の記録などをホームページで公開しています。  
また、携帯電話用ホームページやブログも開設し、選挙の一口メモや行事案内などを公開していますので、  
ぜひご覧ください。



～平成19年に新成人となるあなたへ～

福井県選挙管理委員会・市町選挙管理委員会  
福井県明るい選挙推進協議会・市町明るい選挙推進協議会

## はたちの誓い

今日からは思い深い10代の生活にくぎりをつけ、成人として責任ある社会生活への第一歩を踏み出します。なかでも、選挙を通じて政治に参加するという重要な権利を持つことは、何よりも意義深いことです。

これからは、日本の力強い発展と豊かな社会を私たち自身が選挙を通じて築きあげていくという重要な任務を負います。

ここに、様々な選挙において、候補者の人物、政策などをよく見、よく聞き、よく考えて立派な人を選び、私たちの幸福な生活を私たちの手でつくりあげてを誓います。

### 所持人記入欄 INFORMATION ON HOLDER

氏名  
NAME

現住所  
ADDRESS

電話  
PHONE No.

( )

## 知っていますか、選挙の三原則

～民主主義を守る三つのキーワード～

### 投票自由の原則

すべての選挙人は、自分自身の判断で自由に投票できます。



### 選挙平等の原則

すべての国民に、性別や納税の有無にかかわらず、ある一定の年齢に達したときに選挙権や被選挙権が与えられます。

### 選挙公正の原則

すべての選挙人の意思が正しく反映されるためには、選挙が公正に行われなければなりません。

### 一口メモ：一票の格差

上記「選挙平等の原則」は、選挙制度上差別的取扱いを禁じているだけでなく、実際の選挙におけるいわゆる一票の価値の平等をも保障していると言われています。

# 選挙権・被選挙権とは

## 選挙権（選ぶ権利）

選挙権の要件	国会議員	日本国民で 年齢満20歳以上の者
	地方公共 団体の長 議員・長	日本国民である年齢満 20歳以上の者で同一市 町村に3ヵ月以上引き 続き住んでいる者

## 被選挙権（選ばれる権利）

衆議院議員 市町村長	年齢満25歳以上の者
参議院議員 知事	年齢満30歳以上の者
県・市町村の 議会の議員	その選挙権を有する者 で年齢満25歳以上の者

選挙権、被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の者については選挙権、被選挙権はありません。

- 成年被後見人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く。）
- 公職にある間に収賄罪を犯し刑に処せられ、その執行を終えてから5年間（被選挙権についてはさらに5年間）を経過しない者およびその刑の執行猶予中の者
- 選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権および被選挙権を停止された者
- 政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権および被選挙権を停止された者

## 衆議院議員の選挙権のうつりかわり

明治22年	明治33年	大正8年	大正14年	昭和20年
年齢満25歳以上	年齢満25歳以上	年齢満25歳以上	年齢満25歳以上	年齢満20歳以上
男子	男子	男子	男子	男子
直接国税15円以上の納税者 (当時の総人口の約1.1%)	直接国税10円以上の納税者 (当時の総人口の約2.2%)	直接国税3円以上の納税者 (当時の総人口の約5.5%)	(当時の総人口の) 約20%	女子

## ーロメモ：選挙人名簿

選挙のときに投票するためには、選挙権があっても各市町村の選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されていなければなりません。

# 選挙ごぼれ話

## 投票しないと罰金!?

日本では、投票を行わないことも認められていますが、憲法で「投票は義務」と規定されている国（イタリアなど）や、さらには投票を行わないと罰金を払わなければならない国（オーストラリア、ベルギーなど）もあります。

## くじで当選人が決まる!?

当選人は、開票が終わった後、選挙会において得票の多い者から順次決定されますが、たまたま最下位当選人となるべき者で得票数が同じ者が2人以上いるときは、選挙長がくじで当選人を決定することになっています。

この方法は、昭和22年以降採用されましたが、それ以前は年長者を当選人とすることとされていました。

## 当確は誰が発表する？

テレビで開票速報を見ていると、開票終了前に当確（当選確実）が伝えられることがあります。これは報道機関が、他の候補者の得票状況や、候補者の選挙地盤、その他過去の実績等を勘案して独自に発表しているものです。開票率が数パーセントでも当確が発表される場合もあるようです。

## 得票に一票未満の端数があるのは？

選挙結果の発表をみると、ときどき得票数に小数点がついていることがあります。これは、「按分（あんぶん）」という仕組みの結果なのです。

例えば、福井太郎と福井次郎という候補者があった場合、「福井」とだけ書いた投票はどちらの候補者を書いたのかわかりません。こうした投票があった場合にそれぞれの候補者の得票数に応じて分けることを「得票の按分」といい、このため得票数に小数点がつくことがあるのです。

これは、政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。

## 選挙の七つ道具

「弁慶の七つ道具」ならぬ「選挙の七つ道具」をご存じでしょうか。

一定の選挙運動を行うためには、選挙管理委員会が発行する標札、表示板その他の物品が必要とされており、これらは無料で交付されます。

これらを公営物資といい、選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、自動車・船舶乗車（船）用腕章、街頭演説用標旗・街頭演説用腕章および個人演説会立札表示板があり、これらを俗に「選挙の七つ道具表示板」と呼んでいます。

# 選挙はこうして行われる

～立候補から当選まで～

## 立候補

出たい人より  
出したい人を…



## 選挙運動

選挙公報、政見放送、  
演説会で候補者を見分けよう



## 投票

自分の意思で  
投票しよう



## 投票

投票は、投票日に自分で投票所に行って、原則として午前7時から午後8時までに投票すること（当日投票）になっています。

投票所には、投票にたずさわる事務職員のほか、投票が公正に行われるように投票管理者1人と、2人から5人までの投票立会人がいます。

## 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事があるなどの理由で投票所へ行けない人は、期日前投票をすることができます。

### ■ 投票のできる期間

立候補の届出ができる日【選挙の期日の公示（告示）日】の翌日から投票日の前日まで（原則として、毎日午前8時30分から午後8時まで）

### ■ 投票のできる場所

選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会

※名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会や指定病院、指定老人ホーム等においては、従来どおり不在者投票が行われます。

## 開票

迅速・正確・  
公正に行われる



## 当選

公約を忘れて  
もらっては  
困ります。



## 開票

投票が終わると、各投票所の投票箱を開票区（原則として1市町村が1開票区となる。）ごとに1カ所に集めて開票が行われます。

開票所には、開票にたずさわる事務職員のほかに、開票が正確かつ公正に行われるように開票管理者1人と各候補者から届け出られた10人以内の開票立会人がいます。

このほか、開票を公正に行うために、次のような配慮がなされています。

- 開票管理者が各投票所から送られてきた投票箱を開くときは、開票立会人が立ち会うことになっています。
- 選挙人は、開票を参観することができます。
- 開票管理者は、投票を点検し、その有効、無効を決定しますが、この場合、開票立会人の意見を聞かなければなりません。

## 一口メモ：期日前投票

平成15年12月1日から、従来の不在者投票にかわり「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、投票用紙を封筒に入れてそれに署名するといった手続きが不要となり、投票用紙を直接投票箱に投票することになりました。

## 一口メモ：在外投票

在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、国政選挙（衆議院比例代表選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙に限られています。）において、外国にいても投票できます。なお、平成19年の参議院議員通常選挙から、比例代表選挙だけでなく選挙区選挙においても投票できるようになる予定です。

## 一口メモ：洋上投票

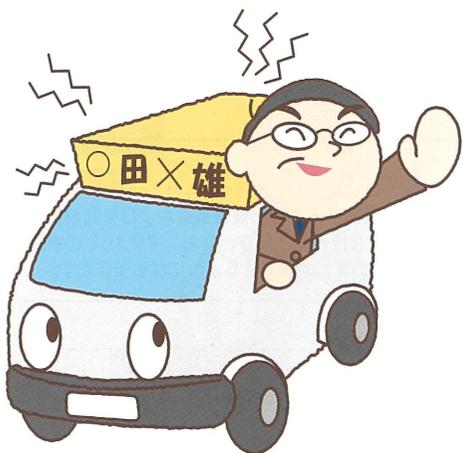
衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙において、指定船舶に乗船して日本国外の区域を航海しようとする船員で、一定の要件に該当する方は、船舶内のファクシミリ装置を用いて投票を行うことができます。なお、南極地域観測隊の隊員で一定の要件に該当する方は、洋上投票と同様にファクシミリ装置を用いて投票を行うことができます。

## 選挙運動 できること・できないこと



### 選挙運動とは

選挙運動は、当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。本来、選挙運動は自由に行われるのが一番良いのですが、運動がすべて公平に行えるよう選挙運動の方法や費用について一定の制限が設けられています。



### 自由に行える選挙運動

- 電話を利用して投票を依頼すること。
- 「幕間演説」といって、公の施設以外の場所における映画、観劇その他の集会の休憩時間等に演説すること。
- 「個々面接」といって、電車の中や街頭でたまたま出会った人に投票を依頼すること。

### 制限される選挙運動

#### ■ 事前運動の禁止

選挙運動が行えるのは、選挙期日の公示（告示）日から選挙期日の前日までです。従って、選挙期日が公示（告示）される前から実質上選挙運動を開始すること（これを「事前運動」といいます。）はできませんので、十分注意が必要です。

#### ■ 氣勢を張る行為の禁止

自動車を連ね、あるいは隊列を組んで氣勢を張る行為は禁止されています。

#### ■ 飲食物の提供禁止

選挙運動に関して飲食物（料理、弁当、ビール、酒など）を出すことは原則としてできません。また、選挙運動の期間中、陣中見舞と称して、酒や赤飯を候補者へ持って行くことも禁止されています。

#### ■ 未成年者の選挙運動の禁止

未成年者は選挙運動をすることはできず、未成年者に選挙運動をさせることもできません。ただし、湯茶の接待や文書の書き写しなどの単なる労務の提供は認められています。

#### ■ 戸別訪問の禁止

選挙に関し、特定の人に投票するように、または特定の人に投票しないようにすることを目的に、戸別訪問をすることはできません。

#### ■ 署名運動の禁止

選挙に関し、特定の人に投票するように、または特定の人に投票しないようにすることを目的に、選挙人に対して署名運動をすることはできません。



### 一口メモ：供託金

町村議会議員の選挙を除くすべての選挙において、立候補するためには、一定額の供託金が必要です。例えば、都道府県知事の場合300万円、県議会議員の場合60万円、市長の場合100万円、市議会議員の場合30万円、町村長の場合50万円となっています。

## 寄附等の禁止 Q & A

### 「寄附の勧誘はダメ！」

広井てつお



### 政治家の寄附の禁止

- Q 1. 政治家が、町内のお祭りに寄附したり、各種の会合にお酒を差し入れると処罰されることになるのですか。
- Q 2. 政治家が、檀家となっている選挙区内にある寺の本堂修復のための寄付をすることはできますか。
- Q 3. 後援会の会長が、選挙区内にある者に対し、政治家を名義人とする祝儀を出すことはできますか。
- Q 4. 町内会の役員が、町内の人たち全員にお祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。

### 後援会の寄附の禁止

- Q 5. 政治家の後援会が、選挙区内の者の家の新築祝いを出すことはできますか。
- Q 6. 後援会は、その会員の葬式であっても、花輪や香典を出すことはできないのですか。

### あいさつ状の禁止

- Q 7. 政治家は、選挙区内の者に対し、年賀状や暑中見舞等のあいさつ状を出すことはできますか。

### 有料のあいさつ広告の禁止

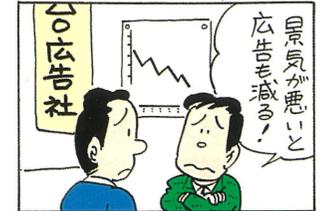
- Q 8. 政治家は、新聞、雑誌上に有料で年賀広告を載せることはできますか。

### 解 答

- A 1. 処罰されます。
- A 2. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A 3. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A 4. できません。また、政治家を威迫して寄附を求めた場合は、町内会の役員が処罰されます。
- A 5. 新築祝いは祝儀にあたるため禁止されており、罰則の適用があります。
- A 6. 選挙区内にある者に対しては禁止されており、罰則の適用があります。
- A 7. できません。ただし、答礼のための自筆のものは認められます。
- A 8. 禁止されており、罰則の適用があります。

### 有料広告はダメ

中村よしの



### 一口メモ：投票所入場券

投票日が近づくと、通常、投票所入場券が送られてきますが、これは、映画の入場券などとは異なり、これがないと投票所に入れないとか、これさえ持っていれば無条件に投票できるとかいうものではありません。

### 一口メモ：投票用紙をいつまで残す？

投票用紙など選挙に関して作成されたいろいろな書類は、後で争訟が提起された場合など改めて必要となることもあるので、その選挙に係る議員または長の任期の間、市町村の選挙管理委員会において保存されます。

## 明るい選挙を推進しよう

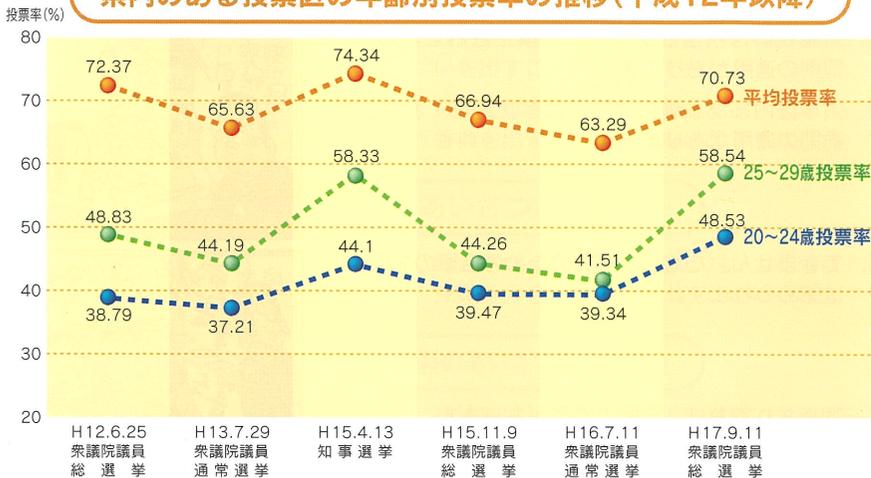
選挙は、私たちが政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、選挙に際して1票を投じることは、民主政治の発展の基礎となるものです。

また、民主政治が正しく行われるためには、買収、供応といった選挙犯罪や義理人情などによるゆがんだ選挙を排し、私たちの意思が政治に正しく反映される「明るい選挙」が行われることが大切です。

下のグラフは、平成12年以降における国政選挙および知事選挙の代表的な投票区の20歳代の投票率と平均投票率です。全ての選挙において、20歳代の投票率は平均投票率を大きく下回っています。

このように、最近の選挙では、若い世代の投票率の低さが指摘されていますが、日本の未来を担う若い世代のみなさんには、民主主義の基本である1票の価値をしっかりと認識していただきたいと思えます。

県内のある投票区の年齢別投票率の推移(平成12年以降)



### 一ロメモ：明るい選挙のシンボル「白バラ」

記録によると、明治時代に原敬や犬養毅などの国会議員が胸に白バラをつけて登院したといわれています。その後、昭和30年11月15日の普通選挙30周年、婦人参政10周年祝典のシンボルに使用され、以来各地で候補者に白バラを贈呈したり、その他、明るい選挙の象徴としてこの花が用いられることが多くなりました。

## 明るい選挙推進青年活動隊CEPT

若い世代の政治や選挙に関する関心を高めるため、若者の視点で選挙啓発活動を企画立案、実践するボランティアグループ「明るい選挙推進青年活動隊CEPT」が平成17年に発足しました。

大学生を中心とした13名のメンバーで、大学祭で選挙クイズなどの選挙啓発活動を実施したり、ラジオ番組に出演し、明るい選挙を呼びかけたり、明るい選挙推進県民のついでアトラクションを行うなど積極的な啓発活動を行ったほか、各種研修会にも参加しています。

CEPTでの活動は、選挙について学べるだけでなく、メンバー同士の友情も生まれ、あなたにとって貴重な体験になることでしょう。

福井県選挙管理委員会は、みなさんの若々しい感性と行動力に期待しています。

参加をご希望の方は、ぜひ福井県選挙管理委員会 (TEL 0776-20-0260) までご連絡ください。

※明るい選挙推進青年活動隊の愛称「CEPT」(セプト)は、「Clear (Clean) Election Promotion Team」の略で、明るくきれいな選挙を推進するチームという意味です。

※福井県選挙管理委員会ホームページ (<http://info.pref.fukui.jp/senkan/keihatu/18cept.html>) でも紹介していますので、ぜひご覧ください。

## 明るい選挙青年推進員

福井県選挙管理委員会では、選挙の基礎知識の修得および県下一円での若者の交流を目的として、毎年、若い世代の方に明るい選挙青年推進員を委嘱しています。

各種研修会への参加等を通じて選挙のしくみ等を学んでいただくとともに、地域の明るい選挙推進運動の中核を担うリーダーとして活動していただきます。

参加をご希望の方は、あなたがお住まいの市町の選挙管理委員会まで気軽に申し込んでください。

### 一ロメモ：三ない運動

「三ない」とは、「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり「三ない運動」とは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。

# 任期満了日

## 市町の長および議会議員の任期満了日

平成19年1月1日現在

	任期満了日			任期満了日			任期満了日	
	市町長	議会議員		市町長	議会議員		市町長	議会議員
福井市	22. 3.12	※19. 5. 1	あわら市	20. 4.10	21. 6.30	越前町	21. 3.12	21. 3.12
敦賀市	※19. 4.29	※19. 4.29	越前市	21.11. 5	22. 7.29	美浜町	※19. 3. 6	22. 3.14
小浜市	20. 8. 4	※19. 4.30	坂井市	22. 4.22	22. 4.22	高浜町	20. 5.18	※19. 4.29
大野市	22. 7. 6	※19. 2.20	永平寺町	22. 3.11	22. 7.31	おおい町	22. 4. 1	※19. 4.29
勝山市	20.12.25	※19. 8.31	池田町	21. 2. 1	※19. 4.29	若狭町	21. 4.30	21. 4.30
鯖江市	20.10.16	※19. 7.14	南越前町	21. 2.12	22. 4.30			

※は平成19年中に選挙が行われるものです。

## 知事および県議会議員の任期満了日

任期満了日	
知事	県議会議員
19.4.22	19.4.29

## 国会議員の任期満了日

任期満了日	
衆議院議員	参議院議員
21.9.10	19.7.28・22.7.25

※参議院議員は3年ごとに半数改選

# 選挙啓発ソング「正義のヒーロー」

作曲 平成18年度最優秀賞 青山 好恵さん  
作詞 平成17年度最優秀賞 五十嵐圭祐さん

♩ = 118

ひとつのちからはちいさいけれど み  
 んながんがえれば-きつとうまくいく- あ  
 あなたのちからはむいみじゃない- あ  
 あなたのちからがひつようなんだ-  
 こうほしゃではなく-メインはあな  
 たせいぎのみかたは-あなただ-よ-

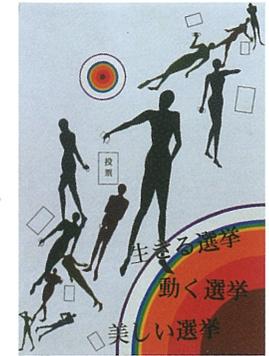
## 平成18年度明るい選挙啓発ポスター



金賞 北村 梓さん  
(福井市立木田小学校6年)



金賞 市村 洋祐さん  
(福井市立明倫中学校2年)



金賞 藤本 望さん  
(福井工業大学附属福井高等学校3年)

# 私の選挙史

選挙の種類	投票日	年齢	備考

## 一口メモ：選挙のめいすいくん

明るい選挙のイメージキャラクターとして、平成12年4月に誕生しました。投票箱をモチーフとしており、頭部の2本の縦線は投票用紙の挿入口を表しています。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進」の「明」と「推」を引用しています。

